

廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン

(第1版)

平成23年4月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 産業廃棄物課

はじめに

本ガイドラインは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)が平成 22 年 5 月に改正され、設置時に告示及び縦覧等の手続が必要な焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設について設置の許可を受けている者は、当該廃棄物処理施設が技術上の基準(構造基準)を満たしているかどうかについて都道府県知事の定期検査を受けなければならないこととされたことを踏まえ、都道府県知事が当該定期検査を実施するに当たり参考とされることを目的としたものである。

本ガイドラインの内容は、平成 23 年 1 月から 3 月にかけて開催された「平成 22 年度廃棄物処理施設の定期検査に係るマニュアル策定検討会」(巻末委員名簿参照)における検討を踏まえ、第 1 版として焼却施設(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。)及び最終処分場に係る検査方法等を取りまとめたものである。

本ガイドラインが、定期検査を実施する都道府県の担当者にとって参考となり、全国で廃棄物処理施設の定期検査が適切に実施されることが望まれる。

平成 23 年 4 月
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課

目 次

I. 定期検査制度の創設の目的	1
II. 定期検査の基本的事項	2
1. 定期検査の対象となる廃棄物処理施設	2
2. 定期検査事項	2
3. 定期検査の頻度	2
4. 定期検査の申請	3
5. 定期検査の実施	3
6. 結果の通知	3
7. 定期検査の流れ	4
III. 定期検査前の準備	6
1. 検査に関する年間計画の作成	6
2. 検査の実施日	6
3. 検査の申請に係る指導等	6
4. 検査までに準備すべき事項	6
IV. 検査の実施について	7
V. 定期検査実施後の措置	8
1. 検査結果の通知	8
2. 改善計画書	8
3. その他	8
VI. 構造基準への適合性確認の方法	9
1. 施設を構成する設備等と対応する構造基準	9
2. 検査の実施例	14
VII. 参考資料	
1. 定期検査票(一般廃棄物処理施設)	33
2. 定期検査票(産業廃棄物処理施設)	70
3. 焼却施設及び最終処分場の技術上の基準	108

I. 定期検査制度の創設の目的

これまで、廃棄物処理施設については、当該施設を設置し、又は変更する際には、使用前検査が義務付けられているが、許可を受けた後は当該許可の更新は不要であることから、許可の要件とされている技術上の基準に適合しているかどうかについて都道府県知事が定期的に確認する制度がなかった。そのため、廃棄物処理施設の老朽化等に伴って当該施設から生ずる生活環境保全上の支障の発生を未然防止又は拡大防止することができないおそれがあった。

そこで、平成 22 年 5 月に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 34 号)において、設置時に告示及び縦覧等の手続が必要な焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設について設置の許可を受けた者は、当該施設について定期的に都道府県知事の検査を受けなければならないこととし、もって廃棄物処理施設に対する国民の信頼向上を図ることとした。

II. 定期検査の基本的事項

1. 定期検査の対象となる廃棄物処理施設

- ① 一般廃棄物の焼却施設(市町村の設置に係る焼却施設を除く。)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。))第5条第1項)
- ② 一般廃棄物の最終処分場(市町村の設置に係る最終処分場を除く。)(令第5条第2項)
- ③ 産業廃棄物の焼却施設(令第7条第1項第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2)
- ④ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設(令第7条第1項第11号の2)
- ⑤ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設(令第7条第1項第12号の2及び第13号)
- ⑥ 産業廃棄物の最終処分場(令第7条第1項第14号)

なお、休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した廃棄物の最終処分場についても定期検査の対象となるが、廃棄物の処理委及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。))第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けた廃棄物処理施設(認定熱回収施設)については、定期検査の対象外となることに留意されたい。

2. 定期検査事項

定期検査では、廃棄物処理施設が構造基準(一般廃棄物処理施設にあつては法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準、産業廃棄物処理施設にあつては法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準をいう。以下同じ。)に適合しているかどうかについて検査する。なお、維持管理基準等への適合性については定期検査において確認する事項ではないが、定期検査の実施に当たり、維持管理基準等に適合していないおそれがあると判断した場合には、必要に応じ、立入検査、行政指導等を実施されたい。

具体的な検査項目については、VI. 構造基準への適合性確認の方法を参照のこと。

3. 定期検査の頻度

定期検査は、施設の使用前検査(変更の許可に係るものを含む。)を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内ごとに実施する。

4. 定期検査の申請

定期検査を受けようとする者は、あらかじめ、申請書を都道府県知事に提出しなければならない。産業廃棄物処理施設の設置者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行省令(昭和46年厚生規則第35号。以下「規則」という。)の様式によること。

5. 定期検査の実施

定期検査の実施に当たっては、廃棄物処理施設の設置許可の際に定期検査の申請者から提出された書類、図面等(変更の許可を受けた場合にあつては、変更後のもの)と実際の廃棄物処理施設の構造に相違がないかを確認するとともに、技術管理者等当該施設について十分な知識を有する者の立会い及び説明を求める等して、当該施設が技術上の基準に適合したものであることを確認することが必要である。

6. 結果の通知

定期検査を実施したときは、その結果を通知する書面を交付する。検査を行った施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、規則様式によること。

なお、一つの施設に対し法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可及び法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可を与えているなど、複数の許可を与えている場合は、一回の検査により全ての検査を実施することが適当であるが、検査の結果を通知する書面は、許可ごとに交付する。

7. 定期検査の流れ

定期検査前の準備から定期検査実施後の措置までは、次の流れに従い実施する。

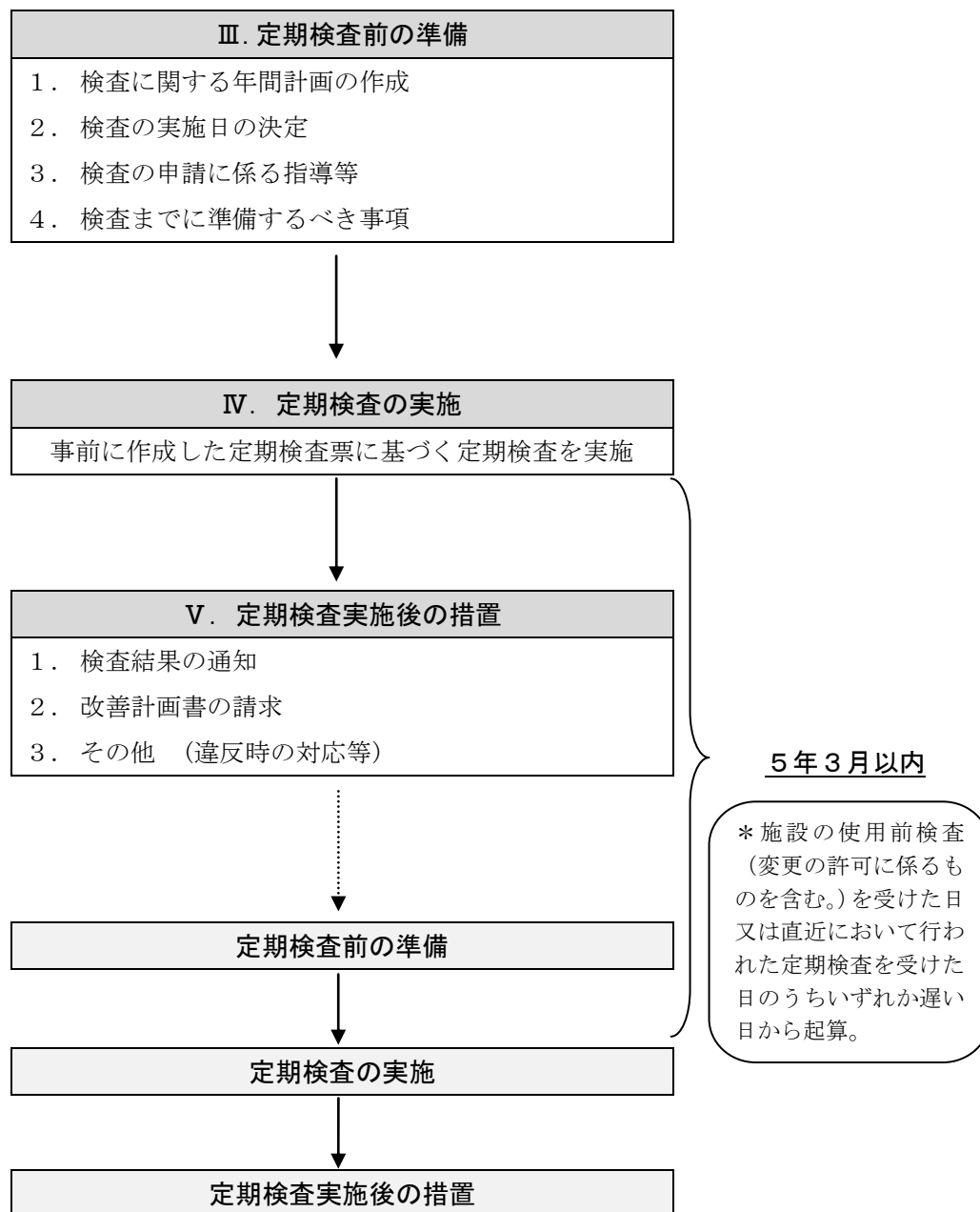


図1 定期検査の流れ

定期検査の実施から定期検査後の措置については、次の手順を参考に実施する。

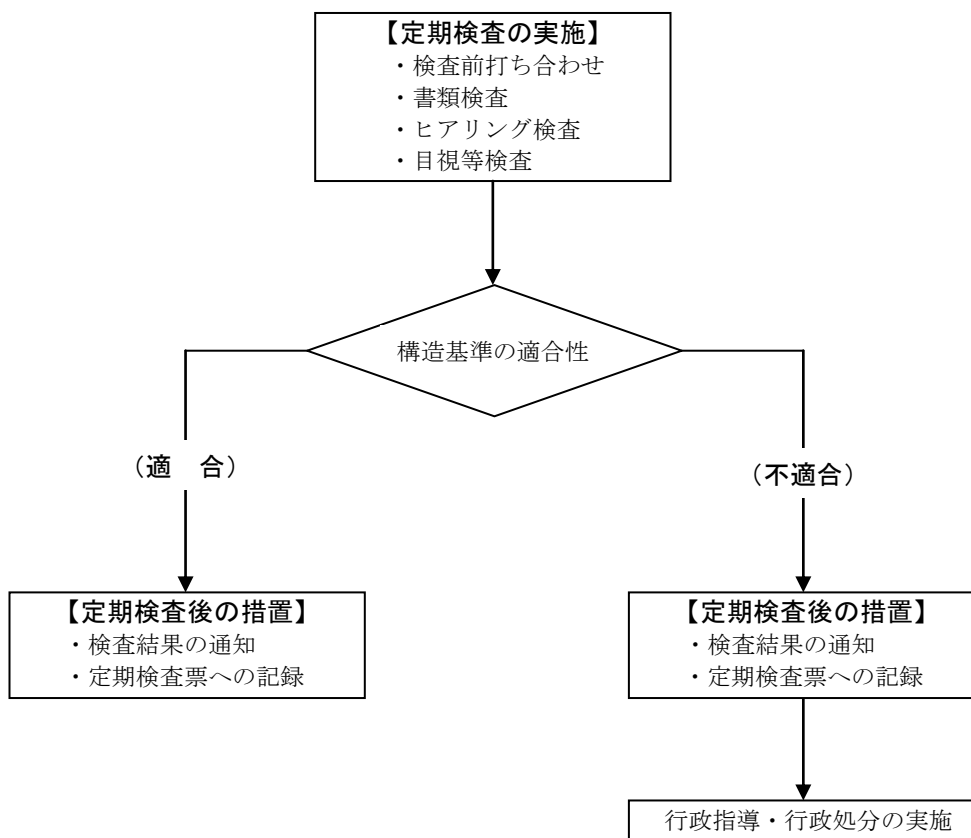


図2 定期検査後の措置の流れ

Ⅲ. 定期検査前の準備

1. 検査に関する年間計画の作成

定期検査の対象となる施設について、定期検査に関する年間計画を作成し、当該年間計画に基づき効率的な定期検査を実施する。年間計画を作成する際には、以下の点に留意する。

- ① 年間計画には、施設の使用前検査(変更の許可に係るものを含む。)を受けた日、過去に定期検査(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 23 年環境省令第 1 号)附則第 2 条の規定に基づき実施したものを含む。)を受けた日、受検期限、定期検査の申請(予定)日及び定期検査の予定日を定めること。
- ② 年間計画の作成に当たり、申請に係る施設について検査項目が多岐にわたる等の場合には、検査が複数日にわたることを想定し、予定日を定めることが望ましい。
- ③ 年間計画は、立入検査に関する年間計画とともに作成し、立入検査と定期検査の効率的な実施に努めることが望ましい。

2. 検査の実施日

検査の申請を受けた時には、受検期限を超えない範囲で検査実施日を決め、申請者に通知すること。

3. 検査の申請に係る指導等

申請者は、あらかじめ、申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととされており、受検期限の前に十分な時間的余裕をもって申請を行う必要がある。受検期限が近付いている者に対しては、申請を行うように指導すること。

なお、申請するよう繰り返し指導したにもかかわらず申請をせず、受検期限内に定期検査を受ける見込みがない者については、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に該当する。また、受検期限内に定期検査を受検しないことは、違反行為に該当し、廃棄物処理施設に係る使用停止命令、設置許可の取消し等の行政処分を行うことが適当である。

なお、一つの施設に対し複数の許可を与えているときは、一回の検査により全ての検査を実施することが望ましい。また、このことについて、廃棄物処理施設の設置者に対して周知すること。

4. 検査までに準備すべき事項

定期検査を実施するまでに、検査の対象となる廃棄物処理施設の許可に関する

情報を確認する。具体的には、以下について確認すること。

① 申請書の記載事項と許可証記載事項に違いがないことの確認。

(参考) 申請書の記載事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 廃棄物処理施設の設置の場所
- ・ 廃棄物処理施設の種類
- ・ 許可の年月日及び許可番号

② 施設設置時の申請書及び添付書類、許可証並びに軽微変更の届出等の確認。

③ 過去の検査等の記録に基づく立入検査票、改善計画書、改善計画の実施状況等がある場合において、これらに基づき、重点的に確認すべき事項があるときは、その事項の確認。

IV. 検査の実施について

検査の実施に当たっては、事前に準備した書類に従い、以下の点に留意して実施する。

① 廃棄物処理施設の設置の許可の際に申請者から提出された書類、図面等(変更の許可を受けた場合にあっては、変更後のもの)と実際の廃棄物処理施設の構造に相違がないかを確認するとともに、技術管理者等当該施設について十分な知識を有する者の立会い及び説明を求める等により、当該施設が構造基準に適合したものであることを確認する。

② 構造基準への適合性の確認方法については、VI. 構造基準への適合性確認の方法によること。

③ 定期検査は、稼働中に実施することを基本とし、稼働を停止しなければならないような検査は行わない。また、休止中や既に埋立終了届出が提出されている施設については、施設の稼働や最終処分場の掘り返しを求めることなく、定期検査票を参考にして確認可能な範囲で、書類検査、ヒアリング検査及び目視等検査を実施する。

④ 書類検査及びヒアリング検査では、施設の構造又は設備内容の図面等による構造基準適合状況を確認し、目視等検査では、目視等により現地の状況を確認する。

⑤ 検査後は、検査結果を定期検査票に記録する。

V. 定期検査実施後の措置

1. 検査結果の通知

定期検査を行ったときは、その結果を通知する書面を交付する。なお、定期検査の結果にかかわらず、定期検査の結果を通知する書面は交付する必要がある、仮に不適合となった場合であっても当該施設の設置者は定期検査の受検義務を果たしていることとなるので、留意されたい。

検査を行った施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、規則の様式によることとし、「定期検査の結果」の欄には、定期検査を行った時点及び範囲の限りにおいて構造基準に適合しているかどうか、検査の際に措置すべき事項があった場合にあっては当該事項その他の定期検査の結果に関する事項を記載する。定期検査の結果、不適合に至らない範囲で留意すべき事項がある場合には、その内容を「事務処理欄」に記載しておくことが望ましい。また、定期検査を行った際に休止中であった施設については、「事務処理欄」に当該施設が休止中であったことを記載する。

2. 改善計画書

検査結果の通知の際に措置すべき事項等を指示した場合、又は必要に応じて別途改善指示書による行政指導等を実施した場合には、設置者に具体的な改善方法、改善期限等を記載させた改善計画書の提出を求める。また、報告徴収等により改善計画の実施状況を把握するとともに、改善措置が完了したことを必ず確認する。

3. その他

定期検査の結果、廃棄物処理施設が構造基準に適合していないと認められる場合は、必要に応じ、事業停止命令又は改善命令の発出等を行い、当該施設が構造基準に適合するものとなるよう適切に指導する。

定期検査の際に、維持管理基準等の構造基準以外の遵守すべき事項に違反している、又は違反しているおそれがあることを発見したが、定期検査の際に詳細を確認することができなかった場合、定期検査を行った後に必ず報告徴収又は立入検査を行い、必要に応じ行政指導等を行うこと。

VI. 構造基準への適合性確認の方法

1. 施設を構成する設備等と対応する構造基準

定期検査に当たっては、廃棄物処理施設を構成する設備等ごとに、構造基準に適合しているかどうかを確認することとなる。表1～表10までに、廃棄物の焼却施設及び最終処分場を構成する設備等の例及びそれぞれの設備等にかかる構造基準を示す。

表1 一般廃棄物焼却施設の構造基準項目と各設備の関係
(ガス化改質方式焼却施設・電気炉等を用いた焼却施設を除く。)

構造基準項目	設備名	A. 施設全体	B. 受入・供給設備	C. 燃焼設備	D. 排ガス冷却設備	E. 排ガス処理設備	F. 熱回収設備	G. 通風設備	H. 灰出し設備	I. 給水設備	J. 排水処理設備	K. ばいじん等溶融設備	L. 溶融飛灰処理設備	M. 固形燃料受入・保管設備	N. 電気・計装設備
(1) 構造耐力			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 耐食性			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) ごみの飛散・流出及び悪臭の発散		○													
(4) 騒音・振動		○													
(5) 汚水又は廃液の漏れ出し、浸透											○				
(6) 供給装置				○											
(7) 燃焼ガス温度				○											
(8) 燃焼ガス滞留時間				○											
(9) 遮断				○											
(10) 助燃装置				○											
(11) 燃焼空気				○											
(12) 排ガス温度測定(燃焼室)															○
(13) 燃焼ガス冷却設備					○										
(14) 排ガス温度測定(集じん器)															○
(15) 排ガス処理設備						○									
(16) 排ガス一酸化炭素濃度測定															○
(17) ばいじん等貯留設備												○			
(18) ばいじん等飛散												○			
(19) ばいじん等溶融温度												○			
(20) 溶融排ガス処理設備						○									
(21) ばいじん等焼成温度												○			
(22) 焼成温度測定															○
(23) 焼成排ガス処理設備						○									
(24) ばいじん等処理設備													○		
(25) 固形燃料の受入設備														○	
(26) 固形燃料の保管設備 湿潤														○	
(27) 固形燃料の保管設備 換気														○	
(28) 固形燃料の保管設備 散水										○					
(29) 固形燃料のサイロでの保管設備 一酸化炭素濃度測定															○
(30) 固形燃料のサイロでの保管設備 不活性ガスの封入														○	
(31) 固形燃料の外気に開放された場所での保管 表面温度															○
(32) 固形燃料の外気に開放された場所での保管 温度測定															○
(33) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 湿潤														○	
(34) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 発熱														○	
(35) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 表面温度															○
(36) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 一酸化炭素濃度測定															○
(37) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 不活性ガスの封入														○	

表2 ガス化改質方式一般廃棄物焼却施設の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目	設備名	A. 施設全体	B. 受入・供給設備	C. ガス化改質設備	D. 排ガス冷却設備	E. 排ガス処理設備	F. 熱回収設備	G. 通風設備	H. スラッグ・メタル処理設備	I. 熱分解残さ選別設備	J. 灰出し設備	K. 給水設備	L. 排水処理設備	M. 固形燃料受入・保管設備	N. 電気・計装設備
(1) 構造耐力			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 耐食性			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) ごみの飛散・流出及び悪臭の発散		○													
(4) 騒音・振動		○													
(5) 汚水又は廃液の漏れ出し、浸透												○			
(6) 過熱装置				○											
(7) 外気遮断				○											
(8) 改質設備 温度と滞留時間				○											
(9) 改質設備 外気遮断				○											
(10) 改質設備 爆発				○											
(11) ガス化改質焼却施設 ガス温度測定															○
(12) ガス化改質焼却施設 ガス冷却設備					○										
(13) ガス化改質焼却施設 除去設備流入改質ガス温度測定															○
(14) ガス化改質焼却施設 除去設備						○									
(25) 固形燃料の受入設備														○	
(26) 固形燃料の保管設備 湿潤														○	
(27) 固形燃料の保管設備 換気														○	
(28) 固形燃料の保管設備 散水														○	
(29) 固形燃料のサイロでの保管設備 一酸化炭素濃度測定															○
(30) 固形燃料のサイロでの保管設備 不活性ガスの封入														○	
(31) 固形燃料の外気に開放された場所での保管 表面温度															○
(32) 固形燃料の外気に開放された場所での保管 温度測定															○
(33) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 湿潤														○	
(34) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 発熱														○	
(35) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 表面温度															○
(36) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 一酸化炭素濃度測定															○
(37) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 不活性ガスの封入														○	

表3 電気炉等を用いた一般廃棄物焼却施設の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目	設備名	A. 施設全体	B. 受入・供給設備	C. 電気炉設備	D. 排ガス冷却設備	E. 排ガス処理設備	F. 熱回収設備	G. 通風設備	H. 灰出し設備	I. 給水設備	J. 排水処理設備	K. ばいじん等溶融設備	L. 溶融飛灰処理設備	M. 固形燃料受入・保管設備	N. 電気・計装設備
(1) 構造耐力			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 耐食性			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) ごみの飛散・流出及び悪臭の発散		○													
(4) 騒音・振動		○													
(5) 汚水又は廃液の漏れ出し、浸透											○				
(6) 炉内温度				○											
(7) ガス漏れ				○											
(8) ガス温度定期測定															○
(9) 排ガス温度測定(集じん器)															○
(10) 排ガス冷却設備					○										
(17) ばいじん等貯留設備												○			
(18) ばいじん等飛散												○			
(19) ばいじん等溶融温度												○			
(20) 溶融排ガス処理設備						○									
(21) ばいじん等焼成温度												○			
(22) 焼成温度測定															○
(23) 焼成排ガス処理設備						○									
(24) ばいじん等処理設備													○		
(25) 固形燃料の受入設備														○	
(26) 固形燃料の保管設備 湿潤														○	
(27) 固形燃料の保管設備 換気														○	
(28) 固形燃料の保管設備 散水														○	
(29) 固形燃料のサイロでの保管設備 一酸化炭素濃度測定															○
(30) 固形燃料のサイロでの保管設備 不活性ガスの封入														○	
(31) 固形燃料の外気に開放された場所での保管 表面温度															○
(32) 固形燃料の外気に開放された場所での保管 温度測定															○
(33) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 湿潤														○	
(34) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 発熱														○	
(35) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 表面温度															○
(36) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 一酸化炭素濃度測定															○
(37) 固形燃料のサイロ等への一定期間又は数量を超えた保管設備 不活性ガスの封入														○	

表 4 一般廃棄物最終処分場の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目 \ 設備名	A. 管理設備	B. 貯留構造 物設備	C. 遮水工設備	D. 地下水集 排水設備	E. 浸出水集 排水設備	F. 浸出水 処理設備	G. 雨水集 排水設備
(1) 囲い	○						
(2) 立札	○						
(3) 地滑り防止工・沈下防止 工		○					
(4) 擁壁等構造耐力		○					
(5) 腐食防止			○				
(6) 遮水工			○				
(7) 二重の遮水シート			○				
(8) 基礎地盤			○				
(9) 遮水層の不織布による 被覆			○				
(10) 鉛直遮水工			○				
(11) 地下水集排水設備				○			
(12) 保有水等集排水設備					○		
(13) 調整池					○		
(14) 浸出水処理設備						○	
(15) 開渠							○

表5 産業廃棄物焼却施設の構造基準項目と各設備の関係
(ガス化改質方式焼却施設・電気炉等を用いた焼却施設を除く。)

構造基準項目	設備名	A. 施設全体	B. 受入・供給設備	C. 燃焼設備	D. 排ガス冷却設備	E. 排ガス処理設備	F. 熱回収設備	G. 通風設備	H. 灰出し設備	I. 給水設備	J. 排水処理設備	K. ばいじん等溶融設備	L. 溶融飛灰処理設備	M. 電気・計装設備
(1) 構造耐力			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 耐食性			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 産業廃棄物の飛散・流出及び悪臭の発散		○												
(4) 騒音・振動		○												
(5) 排水処理設備											○			
(6) 貯留設備			○						○					
(7) 燃焼ガス温度				○										
(8) 燃焼ガス滞留時間				○										
(9) 遮断				○										
(10) 助燃装置				○										
(11) 燃焼空気				○										
(12) 排ガス温度測定(燃焼室)														○
(13) 燃焼ガス冷却設備					○									
(14) 排ガス温度測定(集じん器)														○
(15) 排ガス処理設備						○								
(16) 排ガス一酸化炭素濃度測定														○
(17) ばいじん等貯留設備												○		
(18) ばいじん等飛散												○		
(19) ばいじん等溶融温度												○		
(20) 溶融排ガス処理設備						○								
(21) ばいじん等焼成温度												○		
(22) 焼成温度測定														○
(23) 焼成排ガス処理設備						○								
(24) ばいじん等処理設備													○	

表6 ガス化改質方式産業廃棄物焼却施設の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目	設備名	A. 施設全体	B. 受入・供給設備	C. ガス化改質設備	D. 排ガス冷却設備	E. 排ガス処理設備	F. 熱回収設備	G. 通風設備	H. スラグ・メタル処理設備	I. 熱分解残さ選別設備	J. 灰出し設備	K. 給水設備	L. 排水処理設備	M. 電気・計装設備
(1) 構造耐力			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 耐食性			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 産業廃棄物の飛散・流出及び悪臭の発散		○												
(4) 騒音・振動		○												
(5) 排水処理設備													○	
(6) 貯留設備			○								○			
(7) 過熱装置				○										
(8) 外気遮断				○										
(9) 改質設備 温度と滞留時間				○										
(10) 改質設備 外気遮断				○										
(11) 改質設備 爆発				○										
(12) ガス温度測定														○
(13) ガス冷却設備					○									
(14) 除去設備流入改質ガス温度測定														○
(15) 除去設備						○								

表7 電気炉等を用いた産業廃棄物焼却施設の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目	設備名	A. 施設全体	B. 受入・供給設備	C. 電気炉設備	D. 排ガス冷却設備	E. 排ガス処理設備	F. 熱回収設備	G. 通風設備	H. 灰出し設備	I. 給水設備	J. 排水処理設備	K. ばいじん等溶融設備	L. 溶融飛灰処理設備	M. 電気・計装設備
(1) 構造耐力			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 耐食性			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 産業廃棄物の飛散・流出及び悪臭の発散		○												
(4) 騒音・振動		○												
(5) 排水処理設備											○			
(6) 貯留設備			○					○						
(7) 炉内温度				○										
(8) ガス漏れ				○										
(9) ガス温度定期測定														○
(10) 排ガス温度測定(集じん器)														○
(11) 排ガス冷却設備					○									
(17) ばいじん等貯留設備												○		
(18) ばいじん等飛散												○		
(19) ばいじん等溶融温度												○		
(20) 溶融排ガス処理設備						○								
(21) ばいじん等焼成温度												○		
(22) 焼成温度測定														○
(23) 焼成排ガス処理設備						○								
(24) ばいじん等処理設備												○		

表 8 遮断型最終処分場の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目	設備名	A. 管理設備	B. 貯留構造 物設備	C. 遮水工 設備	D. 雨水集排 水設備
(1) 地滑り防止工・沈下防止工			○		
(2) 立札		○			
(3) 地表水の流入					○
(4) 囲い		○			
(5) 外周仕切設備			○		
(6) 擁壁等構造耐力			○		
(7) 腐食防止				○	
(8) 腐食防止(地表水、地下水及び土壌)				○	
(9) 損壊点検			○		
(10) 内部仕切設備			○		

表 9 安定型最終処分場の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目	設備名	A. 管理設備	B. 貯留構造 物設備	C. 遮水工 設備	D. 雨水集排 水設備
(1) 地滑り防止工・沈下防止工			○		
(2) 立札		○			
(11) 擁壁等構造耐力			○		
(12) 腐食防止				○	
(13) 囲い		○			
(14) 雨水等排出設備					○
(15) 浸透水の採取設備		○			

表 10 管理型最終処分場の構造基準項目と各設備の関係

構造基準項目	設備名	A. 管理設備	B. 貯留構造 物設備	C. 遮水工 設備	D. 地下水集 排水設備	E. 浸出水集 排水設備	F. 浸出水処 理設備	G. 雨水集排 水設備
(1)	地滑り防止工・沈下防止工		○					
(2)	立札	○						
(16)	囲い	○						
(17)	擁壁等構造耐力		○					
(18)	腐食防止			○				
(19)	遮水層			○				
(20)	二重の遮水シート			○				
(21)	基礎地盤			○				
(22)	遮水層の不織布による被覆			○				
(23)	鉛直遮水工			○				
(24)	地下水集排水設備				○			
(25)	保有水等集排水設備					○		
(26)	調整池					○		
(27)	浸出水処理設備						○	
(28)	防凍					○		
(29)	開渠							○

2. 検査の実施例

設備等が構造基準に適合しているかどうかについては、書類及びヒアリング並びに目視等により検査を行うことが考えられる。表 11-1 から表 12-8 までに、構造基準ごとの検査内容例を示す(別添の定期検査票には、設備等と検査内容例を一覧としたので、適宜参考とする。)

定期検査に当たっては、施設全体の処理フローシートや表 11-1 から表 12-8 までの検査内容を参考とするとともに、構造基準を満たしているかどうかを確認するための手段として、設置許可時の許可条件や施設の日常的な管理の実施状況、災害等の履歴について確認することも重要である。なお、表 11-1 から表 12-8 は、現行の構造基準を元に作成しているが、構造基準への適合性の判断に当たっては、検査対象となる施設の許可時の構造基準に基づき判断すること。

定期検査の際に、維持管理基準等の構造基準以外に遵守すべき事項を確認する必要が生じた場合には、定期検査を行った後に別途報告徴収又は立入検査を行い、必要に応じて行政指導等を行う。

表 11-1 一般廃棄物焼却施設に共通する構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(1) 構造耐力 (規則第 4 条第 1 項第 1 号)	・構造図・組立図及び改変図面等の確認。	・構造図・組立図及びの改変図面等の現場の照合。 ・外観上の経年劣化による変形・腐食等の確認。 ・基礎構造の不同沈下による傾きや浮き等の発生状況の確認。 ・構造材における基礎・柱・梁等の撤去・改修痕の有無の確認。 ・構造材の外観(歪・亀裂等)の確認。
(2) 耐食性 (規則第 4 条第 1 項第 3 号)	・腐食防止措置内容の確認。 ・腐食防止に関する維持管理状況の確認。	・目視可能な腐食防止措置状況の確認。
(3) ごみの飛散・流出及び悪臭の発散 (規則第 4 条第 1 項第 4 号)	・ごみ飛散・流出及び悪臭防止措置の確認。	・敷地境界での悪臭発生状況の確認。 ・敷地境界での悪臭が著しい場合、その発生源の確認。
(4) 騒音・振動 (規則第 4 条第 1 項第 5 号)	・騒音・振動防止措置の確認。	・敷地境界での騒音・振動発生状況の確認。 ・敷地境界での騒音・振動が著しい場合、その発生源の確認。
(5) 汚水又は廃液の漏れ出し、浸透 (規則第 4 条第 1 項第 6 号)	・汚水又は廃液が漏れ出し及び地下に浸透しない構造であることの確認。	・汚水又は廃液が漏れ出し及び地下に浸透しない構造図等の現場照合。 ・構造物の外観上にひび割れ等の経年劣化の状況の確認。

表 11-2 一般廃棄物焼却施設の構造基準についての検査内容例
(ガス化改質方式焼却施設・電気炉等を用いた焼却施設を除く。)

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(6) 供給装置 (規則第4条第1項第7号イ)	・処理フローシートや供給装置図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや供給装置図面及び改変図面等の現場の照合。 ・装置の外観上の腐食や損傷等の径年劣化状況の確認。
(7) 燃焼ガス温度 (規則第4条第1項第7号ロ(1))	・検査当日又は前日等の燃焼ガス温度の測定記録チャート等による確認。	・検査当日の燃焼ガス温度の目視確認。
(8) 燃焼ガス滞留時間 (規則第4条第1項第7号ロ(2))	・燃焼設備図面、設計計算書及び改変図面等の確認。	・燃焼設備図面及び改変図面等の現場照合。
(9) 外気遮断 (規則第4条第1項第7号ロ(3))	・構造図及び改変図面等による遮断構造の確認。 ・供給装置の遮断性の確認。	・焼却炉が鋼板等により確実に囲われた構造となっているかの確認。 ・装置の鋼板等囲いの外観上での腐食や塗装の剥がれ等の径年劣化状況の確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。 ・供給装置から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。
(10) 助燃装置 (規則第4条第1項第7号ロ(4))	・処理フローシート、燃焼設備図面、助燃装置設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシート、燃焼設備図面、助燃装置設備図面及び改変図面等の現場の照合。
(11) 燃焼空気 (規則第4条第1項第7号ロ(5))	・処理フローシートや燃焼空気供給設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや燃焼設備図面及び改変図面等の現場の照合。
(12) 排ガス温度測定(燃焼室) (規則第4条第1項第7号ハ)	・温度計取付位置の確認。 ・燃焼室の燃焼ガスの温度連続測定記録の確認。	・炉内燃焼ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(13) 燃焼ガス冷却設備 (規則第4条第1項第7号ニ)	・処理フローシートや排ガス冷却設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや排ガス冷却設備図面及び改変図面等の現場の照合。
(14) 排ガス温度測定(集じん器) (規則第4条第1項第7号ホ)	・温度計取付位置の確認。 ・集じん器入口の燃焼ガスの温度連続測定記録の確認。	・集じん器入口温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(15) 排ガス処理設備 (規則第4条第1項第7号ヘ)	・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。	・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の現場の照合。 ・排ガス処理設備の稼働状況の確認。
(16) 排ガス一酸化炭素濃度測定 (規則第4条第1項第7号ト)	・排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定記録の確認。	・排ガス中の一酸化炭素濃度計及び記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(17) ばいじん等貯留設備 (規則第4条第1項第7号チ)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰貯留設備図面及び改変図面等の確認。 ・ばいじん溶融等の処理がされていない場合、ばいじんと焼却灰を分離して排出、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている構造図面等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰貯留設備図面及び改変図面等の現場の照合。 ・ばいじん溶融等の処理されていない場合、ばいじんと焼却灰を分離して排出、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられているかの現場照合。
(18) ばいじん等飛散 (規則第4条第1項第7号リ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰搬送・貯留設備図面及び改変図面等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰搬送・貯留設備図面及び改変図面等の現場照合。
(19) ばいじん等溶融温度 (規則第4条第1項第7号リ(2)(イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・温度計取付位置の確認。 ・ばいじん又は焼却灰の溶融温度記録の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰の溶融物の確認。
(20) 溶融排ガス処理設備 (規則第4条第1項第7号リ(2)(ロ))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の現場照合。 ・排ガス処理設備の稼働状況の確認。
(21) ばいじん等焼成温度 (規則第4条第1項第7号リ(3)(イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・温度計取付位置の確認。 ・ばいじん又は焼却灰の焼成温度記録の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰の焼成物の確認。
(22) 焼成温度測定 (規則第4条第1項第7号リ(3)(ロ))	<ul style="list-style-type: none"> ・焼成ガスの温度連続測定記録の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・炉内焼成ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(23) 焼成排ガス処理設備 (規則第4条第1項第7号リ(3)(ハ))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の現場の照合。 ・排ガス処理設備の稼働状況の確認。
(24) ばいじん等処理設備 (規則第4条第1項第7号リ(4))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰処理設備図面及び改変図面等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰処理設備図面及び改変図面等の現場照合。
(25) 固形燃料の受入設備 (規則第4条第1項第7号ヌ)	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料が湿潤な状態とならないような受入設備構造の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料が湿潤な状態とならないような受入設備構造図面の現場照合。
(26) 固形燃料の保管設備 湿潤 (規則第4条第1項第7号ル(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料が湿潤な状態とならないような保管設備構造の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料が湿潤な状態とならないような保管設備構造図面の現場照合。
(27) 固形燃料の保管設備 換気 (規則第4条第1項第7号ル(2))	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料保管設備の換気設備図面の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料保管設備の換気設備図面の現場照合。 ・換気設備の損傷状況の確認。

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(28) 固形燃料の保管設備 消火 (規則第4条第1項第7号ル(3))	・固形燃料発火時に消火するための散水装置、消火栓その他の消火設備の確認。	・固形燃料発火時に消火するための散水装置、消火栓その他の消火設備図面の現場の照合。 ・散水装置、消火栓その他消火設備の損傷状況の確認。
(29) 固形燃料のサイロ等での保管設備 温度・一酸化炭素濃度測定 (規則第4条第1項第7号ワ(1))	・温度計及び一酸化炭素濃度計取付位置の確認。 ・保管設備内の温度及び一酸化炭素濃度の連続測定記録の確認。	・保管設備内の温度及び一酸化炭素濃度計及び記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(30) 固形燃料のサイロ等での保管設備 不活性ガス封入 (規則第4条第1項第7号ワ(2))	・異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であることの確認。 ・不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備図面等の確認。	・異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であることの確認。 ・活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備図面等の現場照合。
(31) 固形燃料の外気に開放された場所での保管設備 表面温度※ (規則第4条第1項第7号ワ(1))	・固形燃料の表面温度を連続的に監視する装置の図面等の確認。	・固形燃料の表面温度を連続的に監視する装置の図面等の現場照合。
(32) 固形燃料の外気に開放された場所での保管設備 温度測定※ (規則第4条第1項第7号ワ(2))	・保管設備内の温度の連続測定記録の確認。	・保管設備内の温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(33) 固形燃料をサイロ等に保管する場合の設備 湿潤※ (規則第4条第1項第7号カ(1))	・固形燃料が湿潤な状態とならないような必要な措置の確認。	・固形燃料が湿潤な状態とならないような保管設備図面の現場照合。
(34) 固形燃料をサイロ等に保管する場合の設備 発熱※ (規則第4条第1項第7号カ(2))	・固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄熱を防止するための必要な措置の確認。	・固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄熱を防止するための必要な措置の現場照合。

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(35) 固形燃料をサイロ等に保管する場合の設備 表面温度 ※ (規則第4条第1項第7号カ(3))	・ 固形燃料の表面温度を連続的に監視する装置の図面等の確認。	・ 固形燃料の表面温度を連続的に監視する装置の図面等の現場照合。
(36) 固形燃料をサイロ等に保管する場合の設備 一酸化炭素濃度測定 ※ (規則第4条第1項第7号カ(4))	・ 保管設備内の一酸化炭素濃度の連続測定記録の確認。	・ 保管設備内の一酸化炭素濃度計及びの記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(37) 固形燃料をサイロ等に保管する場合の設備 不活性ガス封入 ※ (規則第4条第1項第7号カ(5))	・ 不活性ガスを封入するための装置その他発火を防止する設備の確認。	・ 不活性ガスを封入するための装置その他発火を防止する設備の現場照合。

※ 固形燃料を保管する場合であって、当該保管の期間が 7 日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1 日当たりの処理能力に相当する数量に 7 を乗じて得られる数量を超える場合に限る。

表 11-3 ガス化改質方式一般廃棄物焼却施設の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(6) ガス化設備 加熱装置 (規則第4条第1項第 8号イ(1)(イ))	・処理フローシートや加熱装置設 備図面及び改変図面の確認。	・処理フローシートや加熱装置設備 図面及び改変図面等の現場照合。
(7) ガス化設備 外気遮断 (規則第4条第1項第 8号イ(1)(ロ))	・ガス化設備図面及び改変図面に よる遮断構造の確認。 ・供給装置の遮断対策の確認。	・ガス化設備が鋼板等により確実に 囲われた構造となっているかの確 認。 ・装置の鋼板等囲いの外観上に腐食 や塗装の剥がれ等の径年劣化状況 の確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や 排ガスの吹き出しが見受けられな いかの確認。
(8) 改質設備 燃焼ガス温度と 滞留時間 (規則第4条第1項第 8号イ(2)(イ))	・ガス化改質設備図面、設計計算 書及び改変図面等の確認。	・ガス化改質設備図面等の現場照 合。
(9) 改質設備 外気遮断 (規則第4条第1項第 8号イ(2)(ロ))	・改質設備構造図及び改変図面等 による遮断構造の確認。	・改質設備が鋼板等により確実に囲 われた構造となっているかの確認。 ・鋼板等囲いの外観上に腐食や塗装 の剥がれ等の径年劣化状況の確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や 排ガスの吹き出しが見受けられな いかの確認。
(10) 改質設備 爆発 (規則第4条第1項第 8号イ(2)(ハ))	・処理フローシートや改質設備図 面及び改変図面等の防爆措置の確 認。	・処理フローシートや改質設備図面 及び改変図面等の現場照合。
(11) 改質設備 ガス温度測定 (規則第4条第1項第 8号イ(3))	・温度計取付位置の確認。 ・改質設備燃焼ガスの温度連続測 定記録の確認。	・改質設備燃焼ガスの温度計及び温 度記録計が設けられ、連続的に測 定されているかの確認。
(12) 除去設備 ガス冷却設備 (規則第4条第1項第 8号イ(4))	・処理フローシートや排ガス冷却 設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや排ガス冷却設 備図面及び改変図面等の現場照合。
(13) 除去設備 流入改質ガス温 度測定 (規則第4条第1項第 8号イ(5))	・温度計取付位置の確認。 ・除去設備流入改質ガスの温度連 続測定記録の確認。	・除去設備流入改質ガスの温度計及 び温度記録計が設けられ、連続的に 測定されているかの確認。
(14) 除去設備 (規則第4条第1項第 8号イ(6))	・処理フローシートや除去設備図 面及び改変図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。	・処理フローシートや除去設備図面 及び改変面等の現場照合。 ・除去設備の稼働状況の確認

表 11-4 電気炉等を用いた一般廃棄物焼却施設の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(6) 炉内温度 (規則第4条第1項第8号ロ(1))	・処理フローシートや電気炉焼却施設設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや電気炉焼却施設設備図面及び改変図面等の現場照合。
(7) ガス漏れ (規則第4条第1項第8号ロ(2))	・処理フローシートや電気炉焼却施設設備図面及び改変図面等の確認。 ・供給装置の遮断対策の確認。 ・ガス漏れ検知器(CO計)設置の確認。	・電気炉が鋼板等により確実に囲われた構造となっているかの確認。 ・装置の鋼板等囲いの外観上に腐食や塗装の剥がれ等の経年劣化状況の確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。 ・供給装置から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。 ・ガス漏れ検知器(CO計)設置の確認。
(8) ガス温度定期測定 (規則第4条第1項第8号ロ(3))	・燃焼室の燃焼ガスの定期的な温度測定記録の確認。	・炉内燃焼ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、定期的に測定されているかの確認。
(9) ガス温度測定(集じん器) (規則第4条第1項第8号ロ(4))	・温度計取付位置の確認。 ・集じん器に流入する排ガスの温度連続測定記録の確認。	・集じん器に流入する排ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(10) 排ガス冷却設備 (規則第4条第1項第8号ロ(5))	・処理フローシートや排ガス冷却設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートやガス冷却設備図面及び改変図面等の現場照合。

表 11-5 一般廃棄物最終処分場の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(1) 囲い (基準省令第1条第1項第1号)	・埋立地周辺部囲い図面等の確認。	・埋立地周辺部囲い図面等の現場照合。 ・囲いの経年的な破損状況(ずれや沈み等)の確認。
(2) 立札 (基準省令第1条第1項第2号)	・法定の様式通りの記載がされているかの確認。	・一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札の有無の確認。
(3) 地滑り防止工・沈下防止工 (基準省令第1条第1項第3号)	・地滑り防止工又は沈下防止工の工事図面等の確認。	・地滑り防止工又は沈下防止工の工事図面等の現場照合。 ・経年的な地滑り又は沈下等の発生状況の確認。
(4) 擁壁等構造耐力 (基準省令第1条第1項第4号イ)	・擁壁等構造図及び改変図面等の確認。	・最終処分場の擁壁等の主要な施設に構造耐力上、支障が生じていないかの確認。
(5) 腐食防止 (基準省令第1条第1項第4号ロ)	・埋め立てた一般廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で覆われていることを示す図面等の確認。 ・腐食防止に関する維持管理状況の確認。	・擁壁等が一般廃棄物と接する面の遮水及び腐食防止工の図面等の現場照合。 ・遮水及び腐食防止工の経年的な劣化状況の確認。

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(6) 遮水層 (基準省令第1条第1項第5号イ(1)(イ)(ロ))	・表面遮水工図及び改変図面等による確認。	・目視可能な範囲で表面遮水工図及び改変図面等の現場照合。 ・遮水シートの経年劣化や剥がれ、欠損等の状況確認。 ・シートの継ぎ目の剥がれ等破損状況の確認。 ・シート固定工のずれや移動等の有無の確認。
(7) 二重の遮水シート (基準省令第1条第1項第5号イ(1)(ハ))	・表面遮水工図及び改変図面等による確認。	・表面遮水工図及び改変図面等の現場照合。
(8) 基礎地盤 (基準省令第1条第1項第5号イ(2))	・災害等により基礎地盤の変動等影響を受けた履歴等の確認。	・現地踏査によるシート面の凹凸等の異常の有無確認。
(9) 遮水層の不織布等による被覆 (基準省令第1条第1項第5号イ(3))	・遮水層被覆図及び改変図面等による確認。	・遮水層被覆図及び改変図面等の現場照合。
(10) 鉛直遮水工 (基準省令第1条第1項第5号ロ)	・鉛直遮水工図及び改変図面等の確認。	・鉛直遮水工図及び改変図面等の現場照合。
(11) 地下水集排水設備 (基準省令第1条第1項第5号ハ)	・地下水集排水設備図及び改変図面等の確認。	・地下水集排水設備での出水状態の確認。
(12) 保有水等集排水設備 (基準省令第1条第1項第5号ニ)	・保有水集排水設備図及び改変図面等の確認。	・保有水等集排水機能の確認。
(13) 調整池 (基準省令第1条第1項第5号ホ)	調整池工図及び改変図面等の確認。	・調整池工図及び改変図面等の現場照合。 ・調整池の経年的な破損、漏水状況等の確認。
(14) 浸出水処理設備 (基準省令第1条第1項第5号ヘ)	・処理フローシートや設備機器平面配置図等の確認。 ・水質分析結果による基準値以下の確認。	・処理フローシートや設備機器平面配置図等の現場照合。 ・設備・装置の外観上に腐食や水槽類のひび割れ等の経年劣化がないかの確認。 ・浸出水処理設備の稼働状況と、異常の有無の確認
(15) 開渠 (基準省令第1条第1項第6号)	・埋立地周囲地表水流入防止工図及び改変図等の確認。	・埋立地周囲地表水流入防止工図及び改変図面等の現場照合。 ・周辺部集排水設備の経年的な破損状況の確認。

表 12-1 産業廃棄物処理施設に共通する構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(1) 構造耐力 (規則第 12 条第 1 項 第 1 号)	・ 構造図・組立図及び改変図面等の確認。	・ 構造図・組立図及び改変図面等の現場照合。 ・ 外観上の経年劣化による変形・腐食等の確認。 ・ 基礎構造の不同沈下による傾きや浮き等の発生状況の確認。 ・ 構造材における基礎・柱・梁等の撤去・改修痕の有無の確認。 ・ 構造材の外観(歪・亀裂等)の確認。
(2) 耐食性 (規則第 12 条第 1 項 第 3 号)	・ 腐食防止措置内容の確認。 ・ 腐食防止に関する維持管理状況の確認。	・ 目視可能な腐食防止措置の状況確認。 ・ 貯留設備の床や壁の外観上に腐食やひび割れ等の経年劣化状況の確認。
(3) 産業廃棄物の飛散・流出及び悪臭の発散 (規則第 12 条第 1 項 第 4 号)	・ 産業廃棄物の飛散・流出防止及び悪臭防止措置の確認。	・ 敷地境界での悪臭発生状況の確認。 ・ 敷地境界での悪臭が著しい場合、その発生源の確認。
(4) 騒音・振動 (規則第 12 条第 1 項 第 5 号)	・ 騒音・振動防止措置の確認。	・ 敷地境界での騒音・振動発生状況の確認。 ・ 敷地境界での騒音・振動が著しい場合、その発生源の確認。
(5) 排水処理設備 (規則第 12 条第 1 項 第 6 号)	・ 処理フローシートや設備・機器配置図及び改変図面等の確認。	・ 処理フローシートや設備・機器平面配置図及び改変図面等の現場照合。 ・ 設備・装置の外観上に腐食や水槽類のひび割れ等の経年劣化の状況の確認。 ・ 排水処理設備が通常稼働しているとともに、異常の有無の確認。
(6) 貯留設備 (規則第 12 条第 1 項 第 7 号)	・ 処理品目毎の受入物及び搬出物の設計貯留容量の確認。 ・ 処理品目の変更有無の確認。	・ 構造図及び改変図面等の現場の照合。

表 12-2 産業廃棄物焼却施設の構造基準についての検査内容例
(ガス化改質方式焼却施設・電気炉等を用いた焼却施設を除く。)

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(7) 供給装置 (規則第4条第1項第7号イ)	・処理フローシートや供給設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや供給設備図面及び改変図面等の現場照合。 ・装置の外観上の腐食や損傷等の径年劣化状況の確認。
(8) 燃焼ガス温度 (規則第12の2条第5項第1号イ)	・検査当日又は前日等の燃焼ガス温度の測定記録チャート等による確認。	・検査当日の燃焼ガス温度の目視確認。
(9) 燃焼ガス滞留時間 (規則第12の2条第5項第1号ロ)	・燃焼設備図面、設計計算書及び改変図面等の確認。	・燃焼設備図面及び改変図面等の現場照合。
(10) 外気遮断 (規則第4条第1項第7号ロ(3))	・構造図及び改変図面等による遮断構造の確認。 ・供給装置の遮断性の確認。	・焼却炉が鋼板等により確実に囲われた構造となっているかの確認。 ・装置の鋼板等囲いの外観上での腐食や塗装の剥がれ等の径年劣化状況の確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。 ・供給装置から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。
(11) 助燃装置 (規則第4条第1項第7号ロ(4))	・処理フローシート、燃焼設備図面、助燃装置設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシート、燃焼設備図面、燃装置設備図面及び改変図面等の現場照合。
(12) 燃焼空気 (規則第4条第1項第7号ロ(5))	・処理フローシートや燃焼空気供給設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや燃焼設備図面及び改変図面等の現場照合。
(13) 排ガス温度測定(燃焼室) (規則第4条第1項第7号ハ)	・温度計取付位置の確認。 ・燃焼室の燃焼ガスの温度連続測定記録の確認。	・炉内燃焼ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(14) 燃焼ガス冷却設備 (規則第4条第1項第7号ニ)	・処理フローシートや排ガス冷却設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや排ガス冷却設備図面及び改変図面等の現場照合。
(15) 排ガス温度測定(集じん器) (規則第4条第1項第7号ホ)	・温度計取付位置の確認。 ・集じん器入口の燃焼ガスの温度連続測定記録の確認。	・集じん器入口温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(16) 排ガス処理設備 (規則第4条第1項第7号ヘ)	・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。	・処理フローシートや排ガス処理設備図面及び改変図面等の現場照合。 ・排ガス処理設備の稼働状況の確認。
(17) 排ガス一酸化炭素濃度測定 (規則第4条第1項第7号ト)	・排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定記録の確認。	・排ガス中の一酸化炭素濃度計及び記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(18) ばいじん等 貯留設備 (規則第4条第1項第 7号チ)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰貯留設備図面等の確認。 ・ばいじん溶融等の処理設備がされていない場合、ばいじんと焼却灰を分離して排出、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている構造図面等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰貯留設備図面等の現場照合。 ・ばいじん溶融等の処理設備がされていない場合、ばいじんと焼却灰を分離して排出、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられているかの現場照合。
(19) ばいじん等 飛散 (規則第4条第1項第 7号リ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰搬送・貯留設備図面等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰搬送・貯留設備図面等の現場照合。
(20) ばいじん等 溶融温度 (規則第4条第1項第 7号リ(2)(イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・温度計取付位置の確認。 ・ばいじん又は焼却灰の溶融記録の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰の溶融物の確認。
(21) 溶融排ガス 処理設備 (規則第4条第1項第 7号リ(2)(ロ))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面等の現場照合。 ・排ガス処理設備の稼働状況の確認。
(22) ばいじん等 焼成温度 (規則第4条第1項第 7号リ(3)(イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・温度計取付位置の確認。 ・ばいじん又は焼却灰の焼成温度記録の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰の焼成物の確認。
(23) 焼成温度測 定 (規則第4条第1項第 7号リ(3)(ロ))	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼室の燃焼ガスの温度連続測定記録の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・炉内燃焼ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(24) 焼成排ガス 処理設備 (規則第4条第1項第 7号リ(3)(ハ))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートや排ガス処理設備図面等の現場照合。 ・排ガス処理設備の稼働状況の確認。
(25) ばいじん等 処理設備 (規則第4条第1項第 7号リ(4))	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰処理設備図面等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フローシートやばいじん又は焼却灰処理設備図面等の現場照合。

表 12-3 ガス化改質方式産業廃棄物焼却施設の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(7) ガス化設備 加熱装置 (規則第4条第1項第 8号イ(1)(イ))	・処理フローシートや加熱装置設備 図面及び改変図面の確認。	・処理フローシートや加熱装置設備 図面及び改変図面等の現場照合。
(8) ガス化設備 外気遮断 (規則第4条第1項第 8号イ(1)(ロ))	・ガス化設備図面及び改変図面に よる遮断構造の確認。 ・供給装置遮断対策の確認。	・ガス化設備が鋼板等により確実に 囲われた構造となっているかの確 認。 ・装置の鋼板等囲いの外観上に腐食 や塗装の剥がれ等の径年劣化状況 の確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や 排ガスの吹き出しが見受けられな いかの確認。
(9) 改質設備 燃焼ガス温度と 滞留時間 (規則第4条第1項第 8号イ(2)(イ))	・ガス化改質設備図面、設計計算 書及び改変図面等の確認。	・ガス化改質設備図面及び改変図面 等の現場照合。
(10) 改質設備 外気遮断 (規則第4条第1項第 8号イ(2)(ロ))	・改質設備構造図及び改変図面等 による遮断構造の確認。	・改質設備が鋼板により確実に囲わ れた構造となっているかの確認。 ・装置の鋼板囲いの外観上に腐食や 塗装の剥がれ等の径年劣化状況の 確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や 排ガスの吹き出しが見受けられな いかの確認。
(11) 改質設備 爆発 (規則第4条第1項第 8号イ(2)(ハ))	・処理フローシートや改質設備図 面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや改質設備図面 及び改変図面等の現場照合。
(12) 改質設備 ガス温度測定 (規則第4条第1項第 8号イ(3))	・温度計取付位置の確認。 ・改質設備燃焼ガスの温度連続測 定記録の確認。	・改質設備燃焼ガスの温度計及び温 度記録計が設けられ、連続的に測定 されているかの確認。
(13) 除去設備 ガス冷却設備 (規則第4条第1項第 8号イ(4))	・処理フローシートや排ガス冷却 設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや排ガス冷却設 備図面及び改変図面等の現場照合。
(14) 除去設備 流入改質ガス温 度測定 (規則第4条第1項第 8号イ(5))	・温度計取付位置の確認。 ・除去設備流入改質ガスの温度連 続測定記録の確認。	・除去設備流入改質ガスの温度計及 び温度記録計が設けられ、連続的に 測定されているかの確認。
(15) 除去設備 (規則第4条第1項第 8号イ(6))	・処理フローシートや除去設備図 面及び改変図面等の確認。 ・直近の排ガス分析記録等の確認。	・処理フローシートや除去設備図面 及び改変面等の現場照合。 ・除去設備の稼働状況の確認

表 12-4 電気炉等を用いた産業廃棄物焼却施設の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(7) 炉内温度 (規則第4条第1項第8号ロ(1))	・処理フローシートや電気炉焼却施設設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや電気炉焼却施設設備図面及び改変図面等の現場照合。
(8) ガス漏れ (規則第4条第1項第8号ロ(2))	・処理フローシートや電気炉焼却施設設備図面及び改変図面等の確認。 ・供給装置遮断対策の確認。 ・ガス漏れ検知器(CO計)設置の確認。	・電気炉が鋼板等により確実に囲われた構造となっているかの確認。 ・装置の鋼板等囲いの外観上に腐食や塗装の剥がれ等の径年劣化状況の確認。 ・装置の継ぎ目等から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。 ・供給装置から空気の流入や排ガスの吹き出しが見受けられないかの確認。 ・ガス漏れ検知器(CO計)設置の確認。
(9) ガス温度定期測定 (規則第4条第1項第8号ロ(3))	・温度計取付位置の確認。 ・燃焼室の燃焼ガスの定期的な温度測定記録の確認。	・炉内燃焼ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、定期的に測定されているかの確認。
(10) ガス温度測定(集じん器) (規則第4条第1項第8号ロ(4))	・温度計取付位置の確認。 ・集じん器に流入する排ガスの温度連続測定記録の確認。	・集じん器に流入する排ガスの温度計及び温度記録計が設けられ、連続的に測定されているかの確認。
(11) 排ガス冷却設備 (規則第4条第1項第8号ロ(5))	・処理フローシートや排ガス冷却設備図面及び改変図面等の確認。	・処理フローシートや排ガス冷却設備図面及び改変図面等の現場照合。

表 12-5 産業廃棄物最終処分場に共通する構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(1) 地滑り防止工・沈下防止工 (基準省令第1条第1項第3号)	・地滑り防止工又は沈下防止工の工事図面等の確認。	・地滑り防止工又は沈下防止工の工事図面等の現場照合。 ・経年的な地滑り又は沈下等の発生状況の確認。
(2) 立札 (基準省令第2条第1項第1号)	・法定の様式通りの記載がされているかの確認。	・産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札の有無の確認。

表 12-6 遮断型最終処分場の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(3) 地表水の流入 基準省令第2条第1項第2号 (基準省令第1条第1項第6号)	・地表流入防止設備図及び変更図面等の確認。	・地表流入防止設備図及び変更図面等の現場照合。 ・周辺部集排水設備の経年的な破損状況の確認。
(4) 囲い (基準省令第2条第1項第2号イ)	・埋立地周辺部囲い図及び変更図面等の確認。	・埋立地周辺部囲い図及び変更図面等の現場照合。 ・囲いの経年的な破損状況(ずれや沈み等)の確認。
(5) 外周仕切設備 (基準省令第2条第1項第2号ロ(1))	・外周仕切設備構造図及び変更図面等の確認。	・外周仕切設備構造図及び変更図面等の現場照合
(6) 擁壁等構造耐力 (基準省令第2条第1項第2号ロ(2))	・擁壁等構造図及び変更図面等の確認。	・最終処分場の擁壁等の主要な施設に構造耐力上、支障が生じていないかの確認。
(7) 腐食防止 (基準省令第2条第1項第2号ロ(3))	・埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で覆われていることを示す図面等の確認。 ・腐食防止に関する維持管理状況の確認。	・擁壁等が産業廃棄物と接する面の遮水及び腐食防止工の図面等の現場照合。 ・遮水及び腐食防止工の経年的な劣化状況の確認。
(8) 腐食防止(地表水、地下水及び土壌) (基準省令第2条第1項第2号ロ(4))	・地表水、地下水及び土壌に応じた有効な腐食防止の措置が講じられていることを示す図面等の確認。 ・腐食防止に関する維持管理状況の確認。	・地表水、地下水及び土壌に応じた有効な腐食防止の措置が講じられている図面等の現場照合。
(9) 損壊点検 (基準省令第2条第1項第2号ロ(5))	・擁壁等の損壊有無の点検が可能な構造図面等の確認。	・目視により擁壁等の損壊有無の点検が可能な構造図面等の現場照合。
(10) 内部仕切設備 (基準省令第2条第1項第2号ハ)	・埋立地平面区画割図面等による区画状況の確認。	・埋立地平面区画割図面等による区画状況の現場照合。

表 12-7 安定型最終処分場の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(11) 擁壁等構造耐力 (基準省令第2条第1項第3号 基準省令第1条第4項イ)	・擁壁等構造図及び改変図面等の確認。	・最終処分場の擁壁等の主要な施設に構造耐力上、支障が生じていないかの確認。
(12) 腐食防止 (基準省令第1条第4項ロ)	・地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止措置の必要性とその書面の確認。 ・腐食防止に関する維持管理状況の確認	・地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止措置が必要な場合のその書面の現場照合。
(13) 囲い (基準省令第2条第1項第3号イ)	・埋立地周辺部囲い図及び改変図面等の確認。	・埋立地周辺部囲い図及び改変図面等の現場照合。 ・囲いの経年的な破損状況(ずれや沈み等)の確認。
(14) 雨水等排出設備 (基準省令第2条第1項第3号ロ)	・雨水等排出設備図及び改変図面等の確認。	・雨水等排出設備図及び改変図面等の現場の照合。 ・雨水等排水設備の経年的な破損状況の確認。
(15) 浸透水の採取設備 (基準省令第2条第1項第3号ハ)	・浸透水の採取設備構造図及び改変図面等の確認。	・浸透水の採取設備構造図及び改変図面等の現場照合。

表 12-8 管理型最終処分場の構造基準についての検査内容例

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(16) 囲い (基準省令第2条第1項第4号)	・埋立地周辺部囲い図及び改変図面等の確認。	・埋立地周辺部囲い図及び改変図面等の現場照合。 ・囲いの経年的な破損状況(ずれや沈み等)の確認。
(17) 擁壁等構造耐力 (基準省令第1条第1項第4号イ)	・擁壁等構造図及び改変図面等の確認。	・最終処分場の擁壁等の主要な施設に構造耐力上、支障が生じていないかの確認。
(18) 腐食防止 (基準省令第1条第1項第4号ロ)	・埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で覆われていることを示す図面等の確認。 ・腐食防止に関する維持管理状況の確認	・擁壁等が産業廃棄物と接する面の遮水及び腐食防止工の図面等の現場照合。 ・遮水及び腐食防止工の経年的な劣化状況の確認。
(19) 遮水層 (基準省令第1条第1項第5号イ(1)(イ)(ロ))	・表面遮水工図及び改変図面等による確認。	・表面遮水工図及び改変図面等の現場照合。 ・遮水シートの経年劣化や剥がれ、欠損等の状況確認。 ・シートの継ぎ目の剥がれ等破損状況の確認。 ・シート固定工のずれや移動等の有無の確認。

構造基準	書類検査及びヒアリング検査	目視等検査
(20) 二重の遮水シート (基準省令第1条第1項第5号イ(1)(ハ))	・表面遮水工図及び改変図面等による確認。	・表面遮水工図及び改変図面等の現場照合。
(21) 基礎地盤 (基準省令第1条第1項第5号イ(2))	・災害等により基礎地盤の変動等影響を受けた履歴等の確認。	・現地踏査によるシート面の凹凸等の異常の有無確認。
(22) 遮水層の不織布等による被覆 (基準省令第1条第1項第5号イ(3))	・遮水層被覆図及び改変図面等による確認。	・遮水層被覆図及び改変図面等の現場照合。
(23) 鉛直遮水工 (基準省令第1条第1項第5号ロ)	・鉛直遮水工図及び改変図面等の確認。	・鉛直遮水工図及び改変図面等の現場照合。
(24) 地下水集排水設備 (基準省令第1条第1項第5号ハ)	・地下水集排水設備図及び改変図面等の確認。	・地下水集排水設備での出水状態の確認。
(25) 保有水等集排水設備 (基準省令第1条第1項第5号ニ)	・保有水集排水設備図及び改変図面等の確認。	・保有水等集排水機能の確認。
(26) 調整池 (基準省令第1条第1項第5号ホ)	・調整池工図及び改変図面等の確認。	・調整池工図及び改変図面等の現場照合。 ・調整池の経年的な破損、漏水状況等の確認。
(27) 浸出水処理設備 (基準省令第1条第1項第5号ヘ)	・処理フローシートや設備機器平面配置図等の確認。 ・水質分析結果による基準値以下の確認。	・処理フローシートや設備機器平面配置図等の現場照合。 ・設備・装置の外観上に腐食や水槽類のひび割れ等の経年劣化がないかの確認。 ・浸出水処理設備の稼働状況と、異常の有無の確認
(28) 凍結防止 (基準省令第1条第1項第5号ト)	・保有水集排水設備の凍結防止措置の確認。	・保有水集排水設備の凍結防止措置の現場照合。
(29) 開渠 (基準省令第1条第1項第6号)	・埋立地周囲地表水流入防止工図及び改変図面等の確認。	・埋立地周囲地表水流入防止工図及び改変図面等の現場照合。 ・周辺部集排水設備の経年的な破損状況の確認。